

清算所得の金額の計算に関する明細書

法人名

I 残余財産の一部分配等の場合				
この申告に係る残余財産の分配又は引渡しの際	1	円	計 (2) + (3) + (4)	円
解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	2		既に分配又は引渡しをした金額	6
解散時の利益積立金額又は連結個別利益積立金額	3		解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額 (5) - (6)	7
解散時から分配又は引渡しの時までに生じた利益積立金額の合計額	4		清算所得金額 (1) - (7)	8

II 残余財産の確定の場合

残余財産の価額の計算	残余財産確定の日における財産の価額	9	円	清算中の所得に係る事業税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき事業税の額	25	円
	加		10	残余財産	清算中に納付した再評価税額、会社臨時特別税額、法人臨時特別税額及び法人特別税額	26
			11		清算中に支出した寄附金額	27
			12		同上のうち残余財産の価額に算入しない寄附金額 (別表二十(四)「1の計」)	28
	算		13	の	清算中に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	29
		計	14		清算中に納付した所得税額 (別表二十(四)「7の③」)	30
	減		15	額	みなし配当金額の25%控除額 (別表二十(四)「11の計」)	31
			16		合計金額 (20)から(31)までの合計	32
			17		解利 散益	資本金等の額又は連結個別資本金等の額
	算	18	時積 立資 本金 等の 額等	利益積立金額 又は連結個別利益積立金額		34
		19		受取配当等の額 (負債利子の額を除く。)	35	
	財	財産の価額 (9) + (14) - (19)	20	の 合 計 及 び 額	清算中に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額から5%相当額を控除した金額	36
	産	既に分配又は引渡しをした金額	21		清算中に還付等を受けた金額(令第9条第1項第1号りに規定する法人税、会社臨時特別税、法人臨時特別税、法人特別税、道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。)	37
	の	清算中の所得に係る法人税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき法人税の額	22		計 (34) + (35) + (36) + (37)	38
	価	(22)に係る道府県民税額	23		清算所得金額 (32) - (33) - (38)	39
	額	(22)に係る市町村民税額	24			

別表二十（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、残余財産の一部分配等の場合及び残余財産が確定した場合に記載します。
- 2 「Ⅰ残余財産の一部分配等の場合」の各欄は、法第103条第1項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告をする場合に記載し、「Ⅱ残余財産の確定の場合」の各欄は、法第104条第1項（清算確定申告）の規定による申告をする場合に記載します。
- 3 残余財産の一部分配等の場合
 - (1) 「解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」には、解散当時の法第2条第16号（資本金等の額）の規定による資本金等の額又は同条第17号の2（連結個別資本金等の額）の規定による連結個別資本金等の額を記載します。
 - (2) 解散の日が平成18年3月31日以前である場合には、「解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」には、平成18年改正前の法第2条第16号（資本金等の額）の規定による資本金等の額又は同条第16号の2（連結個別資本金等の額）の規定による連結個別資本金等の額を記載します。
 - (3) 解散の日が昭和42年5月31日以前である場合には、この表の算式にかかわらず、次により記載します。
 - イ 「解散時の利益積立金額又は連結個別利益積立金額3」及び「解散時から分配又は引渡しの時までに生じた利益積立金額の合計額4」には、（ ）を付して記載し、その合計額を「計5」に（ ）を付して上欄に記載します。
 - ロ 「この申告に係る残余財産分配又は引渡しの額1」から「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」までの（ ）書の金額以外の金額については、この表の算式により記載します。
 - ハ 「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」には、「計5」の（ ）書の金額を（ ）を付して上欄に記載します。
 - ニ 「清算所得金額8」には、本書の金額につき同欄の算式に従って計算した金額を本書きし、「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」の（ ）書の金額を（ ）を付して上欄に記載します。
この場合、「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」の本書の金額がマイナスであるときは、「この申告に係る残余財産の分配又は引渡しの額1」の金額をそのまま「清算所得金額8」に本書きし、「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」の（ ）書の金額から「解散時の資本金等の額及び解散時から分配又は引渡しの時までの利益積立金額等の合計額7」の本書の金額を差し引いた金額を（ ）を付して上欄に記載します。これは、本書の金額のうち、この（ ）書の金額に達するまでの金額が利益積立金額等からなる部分の金額であることを意味します。
- 4 残余財産の確定の場合
この欄は、残余財産が確定し、清算所得金額を計算す

る場合に記載しますが、残余財産の一部について既に分配又は引渡しをしている場合でも残余財産が確定したときは、この欄に清算所得金額を記載します。

- 「残余財産の価額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「加算」及び「減算」の各欄は、税務計算上、清算終了の日における財産の価額に加算又は減算すべき金額があるときに、その項目及び金額を記載します。
 - (2) 「既に分配又は引渡しをした金額21」には、残余財産が確定したときまでに残余財産の一部について分配又は引渡しをしているときは、前回の分配又は引渡しまでの「この申告に係る残余財産の分配又は引渡しの額1」の金額を記載します。
 - (3) 「清算中の所得に係る法人税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき法人税の額22」には、清算中の各事業年度の所得に対する法人税額又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しに対する法人税額を記載します。
 - (4) 「(22)に係る道府県民税額23」、「(22)に係る市町村民税額24」及び「清算中の所得に係る事業税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき事業税の額25」には、上記に対する地方税法の規定による税額を記載します。

なお、解散の日が平成20年10月1日以後である場合には、「清算中の所得に係る事業税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき事業税の額25」には、清算中の所得に係る地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税（以下「地方法人特別税」といいます。）又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより納付すべき地方法人特別税の額を含めて記載します。

- (5) 「利益積立金額等」の「受取配当等の額35」、「清算中に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額から5%相当額を控除した金額36」及び「清算中に還付等を受けた金額37」の各欄には、法第93条第2項第2号から第4号まで（利益積立金額等）の規定による清算中の事業年度における受取配当等の額、外国子会社から受けた剰余金の配当等の額から5%相当額を控除した金額及び還付金額又は充当金額を記載します。
- (6) 「受取配当等の額（負債利子の額を除く。）35」には、次の表に掲げる受取配当等の区分に応じた割合に係る金額の合計額を記載します。

区 分	割合
平元. 3. 31以前に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{75}{100}$
平元. 4. 1から平2. 3. 31までの間に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{87.5}{100}$
平2. 4. 1以後に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{100}{100}$

なお、昭和37年1月1日前に受けた受取配当等の額については、この表の区分にかかわらず、その受取配当等の金額を記載します。